

○財務省告示第三百四十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十四年度の初日から平成二十四年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年十月三十一日

財務大臣 城島 正光

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇・五トン
二	〇トン
三	二一トン
四	一一、六九五トン
五	八九三トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
二八四トン	八一四トン	八、七八二トン	八一、四七二トン	七、四六四トン	二九二トン	二九六、二六八トン	六一八、六三〇トン	三、〇四四、三八二トン	四〇、五三七トン	七、七二七トン	三、三八三トン	一八、八四二トン	一二トン	一五トン	八トン

二九		二七九トン
二八		一トン
二七		六、五七二トン
二六		二、〇〇三トン
二五		〇トン
二四		九トン
二三		二、七五〇トン
二三		四九九トン
二二		一一、〇六二トン